

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年12月19日

【会社名】 株式会社トップカルチャー

【英訳名】 TOP CULTURE Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 秀雄

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025)232-0008

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 遠海 武則

【最寄りの連絡場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025)232-0008

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 遠海 武則

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年10月12日に上陸しました台風19号により、当社において重要な災害が発生しました。また2019年11月29日開催の取締役会において、減損損失を計上することを決議し、これに伴い財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第5号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)重要な災害の発生年月日

2019年10月12日

(2)重要な災害が発生した場所

蔦屋書店東松山店（埼玉県東松山市）

(3)重要な災害により被害を受けた資産の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

この台風により、棚卸資産181百万円の被害を受けました。また、この被害に対して受取保証金や支援金など362百万円を受領いたしました。

(4)当該事象の発生年月日

2019年11月29日（取締役会書面決議日）

(5)当該事象の内容

当社は、2019年11月29日開催の取締役会において、固定資産に対する減損損失163百万円を計上することを決議いたしました。

(6)重要な災害による被災が当社の事業に及ぼす、及び当該事象の損益に与える影響

2019年10月期決算におきまして、災害による損失として181百万円を、減損損失として163百万円を特別損失に、受取保証金や支援金などとして362百万円を特別利益に計上いたしました。